

畑地かんがい営農実践者の声

清原南部土地改良区
清原南部明るいむらづくり推進会議 岡本会長
(国営鬼怒中央地区)



- ・水が無かった頃は数年に一度の干ばつがあった。
- ・これを打開するために畑地かんがい事業を実施。
- ・土地改良区の1組織として営農対策委員会を設置して積極的に活動を開始。
- ・今は、ハウス、トンネル、露地と栽培期間を長く、かつ多様な野菜栽培が可能に。
- ・直売所を設置するなど販路も拡大し、収入が増加するとともに、所得が安定した。



畑地かんがいで多彩な営農

- ・若い後継者も多く、地域の就農者も年々増加している。
- ・また、「明るいむらづくり推進会議」を設置し、ふれあいイベントを開催するなど、むらおこしも積極的に推進。
- ・これからも農家自らが多様な発想をすることが大切。



清南大地食の祭典

畑地かんがい営農を支える仕組み「畑かんマイスター制度」

茨城県では、平成16年度から、実際に畑地かんがいを導入して効果を上げている農家の方に畑地かんがいの推進役として活躍してもらい、「畑かんマイスター制度」が実施されています。



出前講座

マイスターとは、ドイツ語で名人や達人といった意味の言葉で、畑地かんがいの達人である「畑かんマイスター」が、直接農家の方に畑地かんがいの効果や技術などを説明する「出前講座」は、地域の人々に大変好評を得ています。



現地視察

編集発行

関東農政局国営土地改良事業地区
営農対策委員会事務局
農村計画部資源課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-740-0516(ダイヤルイン)

